

山梨県・融資制度のご案内

経済変動対策融資 (経営安定化特別関係、経営環境変動対策関係)

売上高の減少などにより業況が悪化している中小企業者を、金融面から支援するための融資です。

制度名	経済変動対策融資	
	経営安定化特別関係	経営環境変動対策関係
県内に事業所があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者		
融資対象	次のいずれかに該当するもの (1) 最近3か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少 (2) 最近1か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込み	次のいずれかに該当するもの (1) 最近3か月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少 (2) 原油や原材料価格等の高騰により、最近3か月の売上高に占める「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加
限度額	運転資金 2,000万円	運転資金 5,000万円
融資利率	1.6%	5年以内 1.5% 10年以内 1.7%
保証料率	0.45%～1.9%	
償還期間	7年以内（1年以内の据置を含む）	10年以内（1年以内の据置を含む）
申込書類	<ul style="list-style-type: none">① 金融機関及び信用保証協会の所定の書類② 財務書類（直近2期の決算書）③ 県税の未納のない証明書④ 申立書の売上高、売上原価等が確認できる書類（売上台帳、試算表等）、または担当税理士等の証明書 <ul style="list-style-type: none">⑤ 申立書（様式No.22-2）⑥ 原材料価格高騰の影響を受けている主な仕入製品などの単価の上昇が確認できる書類（請求書等）※融資対象(2)の場合	

◇融資のお申し込みは、次の取扱金融機関の山梨県内の店舗までお願いします◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

◇山梨県中小企業金融相談窓口◇

場所 県庁別館3階 商業振興金融課 ／ 電話番号 055-223-1554（直通）

相談時間 9:00～16:00 土曜、日曜、祝日を除く毎日

【お問い合わせ】

山梨県 産業労働部 商業振興金融課
TEL 055-223-1538（直通）